

## 帯広市社会教育委員の委嘱の基準に関する条例（素案）について

### 1. 概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）が改正され、これまで同法に定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令を参酌して条例で定めることとされたことから、当該基準の素案について市民意見を聴取します。

### 2. 条例（素案）の考え方

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成23年文部科学省令第42号）第1条に規定する基準（以下のとおり）を踏まえ、検討した結果、当該基準どおりとするものです。

- ① 学校教育の関係者
- ② 社会教育の関係者
- ③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ④ 学識経験のある者

### 3. 施行日 平成26年4月1日

### 4. スケジュール

平成25年7月、8月	社会教育委員会議において意見聴取
平成25年9月10日	教育委員会会議に報告
平成25年9月17日	帯広市議会総務文教委員会に報告
平成25年9月23日	
～10月22日	パブリックコメントの実施
平成25年10月	教育委員会会議に報告
平成25年11月13日	帯広市議会総務文教委員会に報告
平成25年12月	教育委員会会議に条例（案）を提案
平成26年3月	帯広市議会定例会へ条例（案）を提案
平成26年4月1日	条例施行

## 5.参考

改正前	改正後
<p>○社会教育法</p> <p>(社会教育委員の<u>構成</u>)</p> <p>第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(社会教育委員の<u>定数等</u>)</p> <p>第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</p>	<p>○社会教育法</p> <p>(社会教育委員の<u>設置</u>)</p> <p>第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(社会教育委員の<u>委嘱の基準等</u>)</p> <p>第18条 社会教育委員の<u>委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し</u>必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。<u>この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>

<p>○文部科学省令</p> <p>社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令</p> <p>(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)</p> <p>第1条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。)第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</p>
---